

○松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給規則

平成19年3月23日

松戸市規則第9号

改正 平成19年10月9日規則第68号

平成22年9月24日規則第61号

平成23年8月31日規則第55号

平成24年2月1日規則第1号

平成25年3月29日規則第30号

平成26年3月31日規則第31号

平成27年3月13日規則第2号

平成27年12月28日規則第75号

(目的)

第1条 この規則は、グループホーム等に入居する障害者に対し、その入居するグループホーム等の家賃の一部について助成金を支給することにより、障害者の経済的負担の軽減を図り、もって障害者の地域社会における自立生活の助長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の支給決定をした者又は市長がグループホーム等に入居する必要があると認めた者をいう。

(2) グループホーム等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する住居

イ 千葉県生活ホーム運営事業実施要綱（昭和61年7月1日付け障第158号）に基づく生活ホーム

ウ 千葉県精神障害者ふれあいホーム運営事業実施要綱（平成15年3月17日付け障第1108号）に基づく精神障害者ふれあいホーム

(助成対象者)

第3条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす障害者とする。

- (1) グループホーム等に入居し、及び家賃を負担していること。
- (2) 障害者及びその配偶者の当該年度の住民税が非課税であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、グループホーム等の家賃の月額に2分の1を乗じて得た額（その額が25,000円を超えるときは25,000円）とし、障害者が月の途中において入居し、又は退去した場合は、日割り計算（1円未満の端数は切り捨てる。）によるものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項に規定する特定障害者特別給付費が支給される場合は、家賃の月額から当該給付費の額（同項第2号に定める額に限る。）を控除した額に、2分の1を乗じて得た額（その額が20,000円を超えるときは20,000円）とする。

（支給申請及び決定）

第5条 助成金の支給を受けようとする者は、松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査して、助成金の支給の可否を決定し、その旨を松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支給）

第6条 市長は、助成金を、毎年10月及び4月に、それぞれ6か月分を支給するものとする。ただし、受給資格が消滅した場合又は市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があると認めたときは、その者から当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年度分の助成金の支給から適用する。

附 則（平成19年10月9日松戸市規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年度分の助成金の支給から適用する。

附 則（平成22年9月24日松戸市規則第61号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年度分の助成金の支給から適用する。

附 則（平成23年8月31日松戸市規則第55号）

この規則は、平成23年9月1日から施行し、平成23年度分の助成金の支給から適用する。

附 則（平成24年2月1日松戸市規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、同日以後の申請に係る助成金の支給から適用する。

附 則（平成25年3月29日松戸市規則第30号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日松戸市規則第31号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日松戸市規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日松戸市規則第75号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(表)

松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給申請書											
年 月 日											
(宛先)松戸市長											
申請者住 所 氏 名 個人番号											
印											
松戸市障害者グループホーム等家賃助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。											
利用者	氏 名										
	住 所										
	生年月日	年	月	日	( 歳)						
	個人番号										
グループホーム等	名 称					運 営 主 体					
	所 在 地					入居年月日	年 月 日				
家賃											
(注) 1 利用者及びその配偶者の当該年度の住民税が非課税であることを証する書類を添付すること。 2 家賃領収書を添付すること。											

(裏)

年 月 日

(宛先)松戸市長

課税状況等の調査に係る同意書

松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給規則に基づき、家賃助成金を申請するにあたり、松戸市が保有する住民登録に関する情報及び市民税の課税に関する情報並びに生活保護に関する情報により、世帯状況及び課税状況並びに生活保護受給状況を調査することに同意します。

申請者(本人)

氏 名  )  
(個人番号

配偶者

氏 名  )  
(個人番号

第 号  
年 月 日

松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給決定(却下)通知書

様

松戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった松戸市障害者グループホーム等家賃助成金の支給について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1 支給する

助成金額 月額 円

2 支給しない  
(理由)

第1号様式

第2号様式